

川本町サウンド・アミュージウム指定管理者制度適用実施方針

平成23年 3月

島根県川本町

川本町サウンド・アミュージウム指定管理者制度適用実施方針

川本町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、川本町サウンド・アミュージウム（通称：かわもと音戯館。以下「かわもと音戯館」という。）の管理運営を指定管理者に委ねることになりました。本実施方針は、指定管理者の選定を行うに当たり、指定管理業務の実施に関する方針として定めるものです。

1 基本的な運営方針

かわもと音戯館は、地域の人たちが音楽だけでなく「音」そのものをテーマに自ら遊び、楽しむ施設として構想・建設されました。開館以来、「緑にこだます音楽の里」川本町のシンボルとして、音をテーマにした活動がこの施設で繰り返し行われ、地域文化を創出する施設として活用されてきました。

しかしながら、川本町の財政状況の悪化や社会情勢の変化により、現在は施設の機能が最大限に活用されているとは言いがたい運営となっています。このような中、指定管理者制度の導入により民間の創意工夫を取り入れることによって、より一層の住民サービスの向上及び管理運営の効率化を図り、魅力ある施設運営を目指すことにしました。

運営方法の見直しに当たっては、老朽化した音響設備・楽器の更新も検討しましたが、従来のような固定的な活用方法ではなく、より自由な活用方法の提案を受けることによって施設の魅力を高めることにしました。「音」という要素にとらわれることなく、地域の活性化、住民の健康増進の拠点施設として活用していくことを基本的な運営方針とします。

指定管理者制度の導入に際しては、民間のノウハウを活かしつつも、商業主義に偏ることなく、公共性を十分に理解したうえで公平で適切な管理運営を行うことが求められています。このため、次の項目に留意してかわもと音戯館の管理運営を行うこととします。

- (1) 法令等を遵守すること
- (2) 個人情報の保護の徹底に努めること
- (3) 省エネルギーに努め、廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと
- (4) 接客サービスの向上を図り、利用者の満足度を高めること
- (5) 川本町が進める施策に協調し事業を展開すること
- (6) 地元住民の雇用に努めること、地元関連業者との取引促進を積極的に行うこと

2 施設の概要

(1) 名称

川本町サウンド・アミュージウム

(2) 所在地

島根県邑智郡川本町大字川本332番地13

(3) 施設の設置目的

音楽、芸術の振興を図り、併せて音楽を通して健康増進に寄与することを目的としています。

(4) 施設の概要

構 造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建
開館時期	平成10年
敷地面積	4,495㎡
建物面積	2,424㎡
延床面積	2,712㎡
施設内容	1階 室内温水プール、トレーニングルーム、リラクゼーションルーム、DTMルーム、展示室 等 2階 スタジオ、レストラン 等 3階 ホテル客室 等

(5) 開館時間、休館日

開館時間	午前10時から午後9時まで
休 館 日	毎週月曜日・火曜日、12月29日から翌年の1月3日まで なお、現在は月曜日を開館しています。

指定管理者は、町長の承認を得て開館時間、休館日を変更することができます。

3 施設の現状

別紙1「かわもと音戯館 施設一覧」をご覧ください。

なお、施設の機能向上を図るため、次の改修工事を平成23年度に実施する予定です。

- ・ レストラン入口の改修
- ・ ホテル客室（大部屋）の改修

4 指定管理者が行う業務

指定管理者は、基本的な運営方針を踏まえ、以下の指定管理業務を行うこととします。

(1) 施設の運営に関する業務

- ・ スイミングスクールの運営に関する業務
 - 中学生以下 回数：週1回又は2回程度 時間：1時間程度
子供たちが楽しく、水に親しめるように各能力にあったカリキュラムを作成してください。
 - 高校生以上 回数：週1回以上 時間：1時間程度
泳力の向上・健康増進など各能力にあったカリキュラムを作成してください。
 - その他
アクアビクスやアクアウォーキングなど、健康・体力づくりを目的とした教室を企画提案してください。
- ・ レストランの運営に関する業務
地元農家との契約等により地元産品や食材を活用した運営を行ってください。
地域の特性を活かした魅力あるメニュー及び運営方法の検討を行ってください。

- ・ 宿泊室の運営に関する業務

快適なサービスの提供に努めてください。

川本町の催し物・伝統芸能行事等と連携した宿泊プランの提案を行ってください。

(2) 施設の利用の許可等に関する業務

- ・ 施設の利用の受付、利用の許可
- ・ 利用料金の徴収

本施設は、施設の利用料金を指定管理者の収入とする「利用料金制」を採用します。利用料金は、条例に定める額に0.5から1.5までの倍率を乗じて得た額までの範囲内の額で指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めることとなります。

(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務

- ・ 施設及び設備の保守点検に関する業務
- ・ 施設の清掃及び花壇、植栽等の管理に関する業務
- ・ 保安警備業務
- ・ 物品類の管理、調達
- ・ その他、施設の適切な維持管理に必要な業務

(4) その他、施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務

- ・ 町内の各施設など地域との連携に関する業務
- ・ ホームページの作成などの広報業務
- ・ 利用状況、入場者数などの調査統計に関する業務

(5) 業務の第三者への委託

指定管理者は、指定管理業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることはできません。業務の一部については、専門の事業者に委託することができます。

5 指定の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間を予定しています。

6 指定管理業務に要する経費

本施設は利用料金制を採用する予定ですので、指定管理委託料の算出に当たっては、人件費、管理費（施設保守管理経費、修繕費、光熱水費）、事務費、職員研修費その他の経費から、利用料金収入を含む利用料金相当額として見込まれる額を差し引いた額を、指定管理委託料として支払います。

なお、利用料金相当額とは、施設利用料、食事提供及び宿泊に係る収入をいいます。

7 初期投資額に対する支援

本施設の魅力をより向上し、特色ある運営を行っていただくため、備品の導入、食器寝具等の購入など、初期投資額のうち一定額を町が負担することを計画しています。(初年度の指定管理委託料に含めて支払います。)

8 申請資格等

申請者は、法人その他の団体若しくはそれらのグループ（以下「団体等」という。）とし、個人での申請は受け付けない予定です。

(1) 申請資格

次の事項に該当する者は、申請することができないこととする予定です。

- ア. 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている団体等
- イ. 島根県又は川本町から競争入札の参加に関して指名停止を受けている団体等
- ウ. 会社更生法、民事再生法等に基づき更正又は再生手続きをしている法人
- エ. 国税及び地方税を滞納している団体等
- オ. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制にある団体等

(2) 留意事項

グループで申請される場合は、次の事項について留意してください。

- ・ 複数の法人その他の団体がグループで申請する場合は、代表する団体等を定めること
- ・ 単独で申請した法人又は団体は、同一施設への申請においてグループ申請の構成員になることはできないこと
- ・ 同一施設への申請について、複数のグループにおいて、同時に構成員になることはできないこと

9 選定方法等

提出書類の審査及び面接（公開プレゼンテーション）により、指定管理者候補選定委員会において選定し、最終的には、町議会の議決を経て町長が指定管理者を指定します。

(1) 審査基準

審査基準は次のとおりとする予定です。なお、その詳細は募集要項で公表します。

- ・ 町民の平等な利用が確保されること
- ・ 管理運営の計画内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること
- ・ 計画内容に沿った管理運営を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること
- ・ 施設の管理経費の縮減が図られるものであること

(2) 選定結果の公表

選定委員会での選定結果は、選定理由を付して公表することとします。

10 事業スケジュール

現時点で計画している事業スケジュールは、概ね次のとおりです。

(1) 指定管理者実施方針に関する意見・質問書の受付期限	平成 23 年 3 月 22 日
(2) 指定管理者募集要項の公表、募集開始、質問受付開始	平成 23 年 4 月上旬
(3) 現地説明会	平成 23 年 4 月下旬
(4) 質問受付期限	平成 23 年 9 月中旬
(5) 申請書類の提出期限	平成 23 年 9 月下旬
(6) 選定委員会による面接（公開プレゼンテーション）	平成 23 年 10 月中旬
(7) 選定結果の通知	平成 23 年 10 月下旬
(8) 町議会における指定管理者決定の議決	平成 23 年 12 月
(9) 指定管理者による管理の開始	平成 24 年 4 月

11 町と指定管理者のリスク分担

指定管理業務の実施に伴う損害賠償や不可抗力時の負担など、町と指定管理者のリスク分担は次のとおり予定しています。

<リスク分担表>

種 類	内 容	負 担 者	
		指定管理者	町
物価変動及び金利変動	物価変動・金利変動により発生した損失や費用等の負担（不可抗力に起因する場合を除く）	○	
需要の変動	利用者等の減少による収入減	○	
資金調達等	運営上必要な初期投資、資金の確保	○	※1
不可抗力	天災・暴動などの町及び指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により発生した損害・損失や費用等の負担		○
法令等の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令変更		○
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更	○	
書類の誤り	仕様書等町が責任を持つ書類の誤りによるもの		○
	指定管理者が作成した書類等の内容の誤りによるもの	○	
施設・設備の損傷	指定管理者の故意または過失によるもの	○	
	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの		○
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの（1件当たり10万円以下の小規模なもの）	○	
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの（1件当たり10万円を超える修繕のうち、10万円を超える金額の負担）		○

第三者への損害	管理業務の実施において、第三者に損害が生じた場合の負担（指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた場合）	○	
	上記以外の事由により損害を与えた場合		○
保険の付保	火災保険		○

※1 初期投資額のうち、一定額を初年度の指定管理委託料に含めて町が支出します。

12 実施方針に関する問い合わせ先

この実施方針に関する意見・質問がある場合は、別紙2「実施方針に関する意見・質問書」を電子メール又はFAXにより、下記送付先に提出期限内にご提出ください。（なお、電話による受付は実施しておりませんので申し添えます。）

〈問い合わせ先〉 川本町教育委員会 教育課

〒696-0001 島根県邑智郡川本町大字川本332番地15

電話 0855-72-0594 FAX 0855-72-1061

電子メール otogikan@kawamoto-town.jp

提出期限 平成23年3月22日（火）午後5時まで